

---

---

# 第1章 計画策定の趣旨等

---

---

## 1 計画策定の趣旨

本市では2011（平成23）年に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組みに「低炭素」と「自然共生」の取組みを加え、“持続可能な都市のモデル”に向けた先駆的な廃棄物行政の取組みを進めてきました。

市民の皆さまには、古紙や古着の集団資源回収や小型電子機器の分別回収、食品ロスやレジ袋の削減など、様々な施策にご協力いただき、その結果、市民1人一日あたりの家庭ごみの量は2009（平成21）年度の506gから、2019（令和元）年度には468gに減少しています。

さらに、「ものづくりのまち」として発展してきた本市の強みを活かし、循環型社会の構築のため進めてきた「エコタウン事業」においても、国の「中央環境審議会循環型社会部会」において、「日本としても代表的な静脈産業の集積を形成されている地域であり、この産業集積を活用して新たな取組を進めている」との評価を得るなど、成果をあげてきました。

そうした中、2017（平成29）年に、「北九州市環境基本計画—環境首都・SDGs 実現計画」を策定し、基本理念として「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐを掲げ、“世界の環境首都づくり”のグランドデザインを行政計画として具体化し、「北九州ブランドの確立」、「脱炭素社会の実現」、「循環システムの構築」、「環境・経済・社会の統合的向上」といった、重点的に取り組むべき方向性が示されました。

一方、国際社会では、2015（平成27）年の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が加盟国の全会一致で採択されて以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、廃棄物分野においても、プラスチックごみや食品ロスなど世界的な課題へ対応し、持続可能な社会づくりを目指すことが求められています。

国においても、プラスチック資源循環戦略や食品ロスの削減の推進に関する法律などにおいて、様々な取組を行うこととしています。

さらに、近年では、地震や大雨、台風等の自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、こうした非常時の状況下においても、安全かつ安定的に廃棄物を処理する体制を確保することがこれまで以上に求められています。

このような、廃棄物行政を取り巻く様々な課題や社会情勢の変化にも的確に対応し、環境モデル都市として、SDGsの実現に向け、本計画を策定し、取組みを推進します。

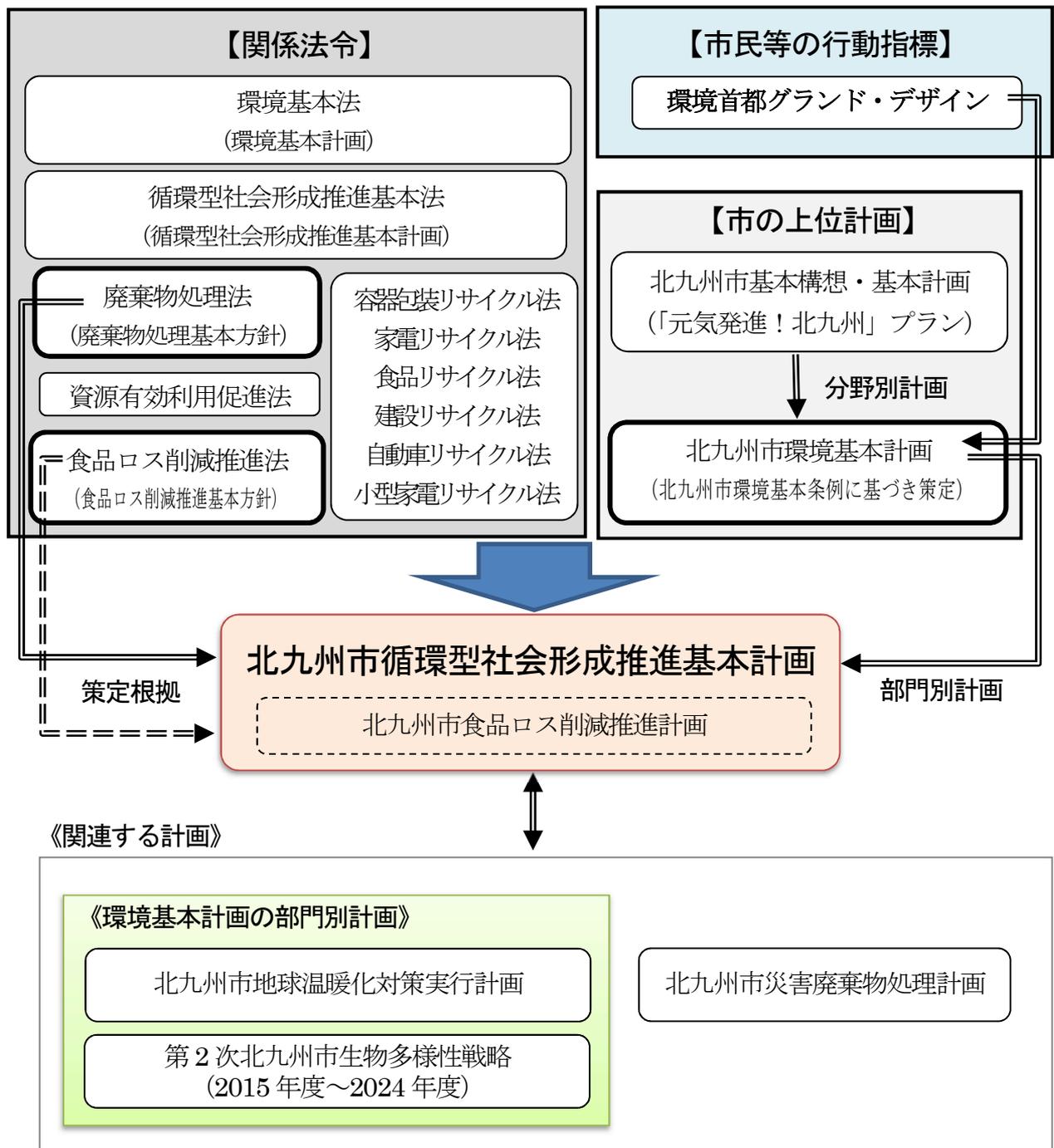
## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」であり、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条に規定される市町村食品ロス削減推進計画としても位置づけるものです。

### (2) 本市の中での位置づけ

北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の部門別計画であり、同時に「市民」、「事業者」、「地域団体・NPO」、「行政」における各主体の目標を共有しながら、循環型社会の構築を図っていくための指針となるものです。



### 3 計画期間

#### (1) 計画期間及び目標設定について

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

2019（令和元）年度の実績を基準として、2025（令和7）年度の間目標と10年後の2030（令和12）年度の最終目標を定めます。

#### (2) 中間見直しについて

本計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行います。

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)				2025年度 (令和7年度)				2030年度 (令和12年度)
前計画期間		第2期計画期間								
						中間見直し				
基準年度		計画開始年度				中間目標年度				最終目標年度

### 4 計画の対象

廃棄物処理法に基づき本市が処理責任を有する「一般廃棄物」に加え、産業都市であることや、エコタウン事業などリサイクル産業の集積にも力を入れてきた本市の特性も踏まえ、「産業廃棄物」を含めた廃棄物全体を対象とします。

#### 【参考】国の目指す「循環型社会」

20世紀型の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会経済システムにより、私たちは便利で快適な生活を送ってきましたが、その一方で、温室効果ガスの排出による地球温暖化や石油などの天然資源の枯渇、資源採取による自然破壊など、さまざまな環境問題にも直面するようになりました。

このような課題を解決するため、国は、2000（平成12）年に「循環型社会形成推進基本法」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された「循環型社会」の形成に向けた取組みを推進しています。

